

申告期限と納期限の徒過への加罰と救済

一 一般の感覚では、申告よりも納税の方が重要と考えるのではないかと思います。しかし、申告納税制度は、税額を自分で確定するという方式であり、税における民主主義原理の具現なので、納税行為よりも、自主的な税額確定行為を重視しています。

法 人税、所得税、消費税、相続税などの場合、納付の遅れには延滞税が課せられますが、金額は利息相当分の日割計算なので、短期間の遅れなら負担は軽微です。それに対し、申告については1日でも遅れると、通常5%の加算税がかかってきます。無申告を指摘されてから申告したとなると15%（50万円超の納税額の部分は20%）になりま

す。この%は納付税額を対象としていますので、赤字申告の場合には加算税は計算されませんが、逆に、納付税額が大きい場合には大変です。

な お、平成18年度の税制改正で、無申告加算税の要件が緩和されました。2週間以内の期限後申告なら、①過去5年間に無申告加算税・重加算税の前科がなく、かつ、②期限内納付済み等の要件を満たしたものの、については無申告加算税を課さないとの救済措置が設けられました。

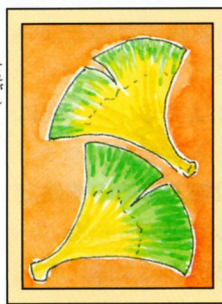
と ところで、納税の場合でも1日の遅れが、直ちに5%の加算税にはねかえるものがあります。源泉所得税の納期限徒過の場合に課せられる不納付加算税のことです。

期 限後納付の場合の不納付加算税が期限後申告の場合の無申告加算税と同じくとても厳しくなっているのは、源泉所得税の納付額の確定手続きが特に用意されていなくて、納付が即ち申告のような意味をもっているからです。

不 納付加算税は原則、納付すべき税額の10%です。たった1日遅れてもこの税率が適用されますが、納税の告知がある前に自主的に納付すれば5%に軽減されます。納付の遅れにはこのほか日割計算で延滞税も課せられます。

不 納付加算税についても、平成18年の税制改正で適用要件の緩和がされました。1ヶ月以内の期限後納付なら、過去1年分について、①納税の告知を受けたことがなく、かつ、②期限後納付の事実がないもの、については不納付加算税は課さないとの救済措置が設けられました。

「某は案山子にて候雀どの 漱石」実った稲穂が重く垂れ下がった稲田に、風が吹くと一面に黄金の波がさわさわと揺れ、鳴子の音に驚いたり、案山子を馬鹿にしたりして、稲雀が群れる。収穫を終えると冬は近い。年末を控え、取引先の売掛金管理や与信管理は大切です。特に中小企業では、取引先一社の倒産が致命傷になりかねません。



人間は一般に内容からよりも外見から一層多く判断する。だれもみな眼は持っているが、洞察の才を持つものは稀である。
(イタリーの政治家 マキャベリ)

10月の税務メモ

(国 税)

(地方税)

○ 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）	10日	○ 9月分個人住民税特別徴収分の納付
○ 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）	15日	
○ 8月決算法人の確定申告	31日	○ 8月決算法人の確定申告
○ 21年2月決算法人の中間（予定）申告	"	○ 21年2月決算法人の中間（予定）申告
	"	○ 個人住民税の普通徴収第3期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。